

緊急事態宣言の解除等を踏まえた小樽商科大学の対応について

令和3年6月21日改訂
小樽商科大学危機対策本部会議

本日から北海道の緊急事態宣言が解除され、札幌市を措置区域とする「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。また、緊急事態宣言中に特定措置区域であった小樽市は、制限緩和を段階的に進める経過区域とされております。

これらの状況を踏まえて、本学としては、6月21日以降、別添の行動指針（BCP）をレベル2に引き下げ、下記のとおり対応いたします。

学生及び教職員におかれましては、新規感染者数を着実に減少させ、医療提供体制の負荷を低減させていくため、感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

なお、行動指針（BCP）のレベルについては、今後の感染状況を踏まえて、危機対策本部会議で適宜設定（維持又は変更）いたしますので、随時本学ホームページをご確認くださるようお願いいたします。

おって、ワクチンの職域接種については、医療従事者の確保等が課題となっており、現在、関係各方面と相談している段階でありますことを申し添えます。

記

- (1) 研究指導、基礎ゼミナールを含むすべての前期授業（学部・大学院）は、遠隔を基本としつつ、一部対面により実施（再開）します。
- (2) 学生（学部学生・大学院生）は、大学行事に出席する場合、対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可します。
- (3) 学生の課外活動は、一定の条件の下、本学公認サークルの活動を認めます。なお、対外試合や大会等への参加については、確認書の提出により許可します。
- (4) 教員は、キャンパスへの出勤を可能とし、教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進（札幌市内在住の教員については、一層推進）します。なお、海外出張は引き続き延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）としますが、国内出張は可能とします。
- (5) 職員は、テレワークや時差出勤を一部活用（札幌市内在住の職員については、活用を促進）しながら、通常業務に従事します。

- (6) 会議等は、原則としてメール等による持ち回り（書面）や Zoom 等によるオンラインでの開催とします。なお、感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催を可能（会場の収容率は 50%以下）とします。
- (7) 学生及び教職員は感染防止対策、感染リスクを回避する行動の徹底について、別紙のとおり実践ください。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合又は濃厚接触者となった場合は、大学の担当部署（別紙参照）に電話で速やかにご連絡ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための小樽商科大学の行動指針（BCP）

レベル	授 業	学 生		教 員	事務体制	会議等
		入構・施設	課外活動			
0	通 常					
1	対面授業と遠隔授業の併行実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張は可（感染症危険レベルが1以下の場合に限る。レベル2の場合は学長が特に認めた場合に限る。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインによる開催を推奨。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は100%以下を厳守）
適用						
2	遠隔授業を基本としつつ、一部対面授業を実施	対面授業に出席する場合又は学内施設を一部利用する場合、感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構を許可	一定の条件の下、公認サークルの活動可能 また、一部大会の参加も可能（確認書の提出が必要）	①キャンパスへの出勤可（教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進） ②国内出張は可 ③海外出張の延期・中止（学長が特に認めた場合を除く。）	通常業務に従事（テレワーク・時差出勤を一部活用）	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom 等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
3	遠隔授業の原則実施	事前予約等の感染拡大防止措置を講じたうえで、キャンパスへの入構並びに学内施設の一部利用可	課外活動の原則中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内出張（不要不急の出張は自粛）は可 ③海外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を維持するための優先度の高い業務に従事	会議等は、原則としてメール等による持ち回りやZoom 等によるオンラインで開催。 ※感染拡大防止措置を講じたうえ、一部対面での開催は可（会場の収容率は50%以下）
4	遠隔授業のみ	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（遠隔授業の準備・実施等のためのキャンパスへの出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務を中心に従事	会議等は、メール等による持ち回りやZoom等によるオンラインでのみ開催（危機対策本部会議等は感染拡大防止措置を講じ、一部対面で開催）
5	全授業の休講	①キャンパスの入構禁止 ②学内施設の利用禁止	課外活動の中止	①原則テレワーク（執行部のみ出勤可） ②国内外出張の延期・中止	テレワーク・時差出勤を活用し、大学機能を最低限維持するための業務のみに従事	会議等の延期・中止（危機対策本部会議のみ原則オンラインで開催）

※1 本行動指針（BCP）は、感染拡大・収束等の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

※2 レベルは、各項目に対して一律に適用することを原則とするが、項目ごとに異なるレベルを適用することもあり得る。

制限レベル強化

〈学生のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、キャンパスへの入構やアルバイトなどの外出を控える
2. 日中を含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える（注）
3. 不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態宣言（※）」及び「まん延防止等重点措置（※）」の対象都府県との往来は極力控える
※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都府県は、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参照ください。<https://corona.go.jp/emergency/>
4. 右記の場面ではマスクの着用を徹底する：外出時、会話時、特に高齢者や基礎疾患を有する方と接する場面
5. キャンパスへの入構中及びその前後における感染予防策の実施を徹底する
6. キャンパスへの入構、アルバイトなどの前後における複数人での会食は控える
7. 飲食につながる会合等(オンラインを除く)については控える
8. できる限り同居していない方との飲食は控える
9. 飲食店を利用する場合には、「黙食」を実践する（食事は少人数（4人以内など）、短時間、大声を出さず、会話はマスク着用）
10. 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
11. 飲食店等を午後8時から翌午前5時まで利用しない
12. 路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
13. 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用

（注）本学は、感染リスクを回避するための防止対策（毎日の体調確認、マスク着用、手洗い・手指消毒、机・器具の消毒、1 m以上の間隔を空けた座席設定、窓や設備による換気、課外活動時のルール策定・運用）を講じております。また、学生の通学は不要不急の外出・往来には該当しないと判断しております。

（参考）北海道の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

〈新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先〉

学部生及び大学院生： 学生支援課（0134-27-5245）又は保健管理センター（0134-27-5266）

留学生： 国際交流室（0134-27-5262）

※夜間・休日の場合：警備員室（0134-27-5226）

〈教職員のみなさまに実践いただきたいこと〉

1. 研究指導・基礎ゼミナール担当教員におかれましては、必要に応じ、ゼミ生に対して、飲食につながる会合等(オンラインを除く)については控えるなど、感染予防策を徹底するよう指導いただきたい
2. 発熱や咳があるなど、体調が悪い場合には、出勤・出張などの外出を控える
3. 日中を含めた不要不急の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える
4. 不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態宣言（※）」及び「まん延防止等重点措置（※）」の対象都府県との往来は極力控える
※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都府県は、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策のホームページを参照ください。[\(https://corona.go.jp/emergency/\)](https://corona.go.jp/emergency/)
5. 飲食につながる会合等(オンラインを除く)については控える
6. できる限り同居していない方との飲食は控える
7. 飲食店を利用する場合には、「黙食」を実践する（食事は少人数（４人以内など）、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話はマスク着用）
8. 仕事後や休憩時間などの感染リスクを高めやすい場面や高齢者、基礎疾患を有する方と接する場面において、マスクの着用を徹底する
9. 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える
10. 飲食店等を午後８時から翌午前５時まで利用しない
11. 路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を控える
12. 「国の接触確認アプリ（COCOA）」や「道のコロナ通知システム」の徹底した活用
13. 教員：教育研究に支障のない範囲でテレワークを推進（札幌市内在住の教員は一層推進）
職員：テレワークや時差出勤を一部活用（札幌市内在住の職員は活用を促進）

（参考）北海道の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>

〈新型コロナウイルス感染症罹患者・濃厚接触者となった場合の大学への連絡先〉

教職員　：　総務課職員係（0134-27-5209）

※夜間・休日の場合：警備員室（0134-27-5226）